



平成29年12月1日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

**(経過報告) 子会社のGroup Lease PCLが J トラスト株式会社のニュースリリースに
関する見解を公表したことにに関するお知らせ**

当社子会社のGroup Lease PCL (以下、「GL」) は、本日、J トラスト株式会社 (以下、「J トラスト社」) が平成29年11月30日に公表した新たなニュースリリースに関する見解を公表いたしましたので、お知らせいたします。

(以下、GL が公表した内容の翻訳となります。)

11 月 30 日付のニュースリリースにおいて J トラスト社は、当社 (GL) との関係を縮小する、転換社債契約を解消し当社に返済の申入れを行う、インドネシアの事業を引き受ける意思がある旨を言及されております。ただし、現時点いずれの点において両者間で合意に至っておりません。

また、同ニュースリリースでは、同日に J Trust Asia PTE LTD (以下、「JTA」) が当社宛に 2016 年 6 月 6 日付及び 2016 年 12 月 1 日付の転換社債 (総額 1 億 8 千万米ドル) の投資契約を解消し、即時返済を要求する通知を発行したことについて言及されております。

本件に関しては、J トラスト社からの 11 月 30 日付のニュースリリースにおいても言及されている通り、J トラスト社と当社間において合意に至っておりません。当社は J トラスト社からの提案を正式に受領次第、それぞれの提案に対して検討いたします。ただし、当社は現時点で JTA に発行している転換社債契約を解消する予定はなく、またインドネシアの事業を売却する予定もございません。

当社は JTA からの通知を受け取り、今後その通知の詳細について検討を行ってまいります。ただし、関連法及び両社間合意の投資契約書において、JTA が単独で同投資契約書を解消できる権利はなく、当社が早期に返済を行わなければならない義務もないというのが当社弁護士の見解です。当社は、これからも両社間合意の投資契約書の条件内容を順守し進めてまいります。

当社は、本件について理解を得られるよう J トラスト社並びに JTA と議論を重ねてまいります。

以 上